

## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

- 1 日時  
令和4年3月25日（金曜日）  
午後1時38分開会、午後2時10分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
佐藤ケイ子委員長、武田哲副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、岩崎友一委員、  
神崎浩之委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
増澤担当書記、横道担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者  
商工労働観光部  
岩渕商工労働観光部長、木村副部長兼商工企画室長、  
橋場参事兼産業経済交流課総括課長、伊五澤企画課長、阿部経営支援課総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
商工労働観光部関係審査  
議案第68号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第1号）  
第1条第2項第1表中  
歳出 第7款 商工費
- 9 議事の内容  
○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。  
本間併任書記は、所用のため欠席となりますので、御了承願います。  
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。  
議案第68号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費を議題といたします。  
当局から提案理由の説明を求めます。  
○木村副部長兼商工企画室長 議案第68号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その6）の3ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出、7款商工費の8億1,896万4,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の4ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の説明欄であります。いわて飲食店応援事業費は、感染症対策に取り組む飲食店を応援するため、プレミアムつき食事券を販売するいわての食応援プロジェクトの第2弾を実施しようとするものであります。

2目の中小企業振興費の中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助は、過剰債務などの財務状況に課題を抱える中小企業者の事業継続や再チャレンジを支援するため、商工指導団体や信用保証協会が連携し、金融の専門的見地からの相談体制の強化や専門家派遣などに要する経費に対し補助しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 いわての食応援プロジェクトの第2弾ですけれども、時期が5月中旬というのはちょっと残念なのですが、どのようなスケジュールで県民にお知らせするのか。それから、恐らくまた8,000店舗の飲食店に案内して反応を聞くと思うのですけれども、そのほかにどのような形で事業者にお知らせをしていくのか。

また、プレミアムつき食事券の販売手数料は払っているのかどうかお聞きしたいと思います。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 スケジュール等ではありますが、全体期間については、先ほど本会議場で岩渕商工労働観光部長が答弁しましたとおり、5月中旬までに販売、利用を開始できるように進めていくこととしております。本日追加提案の令和4年度補正予算案をお認めいただけましたら、4月に入りましたら契約を含めて直ちに準備を進め、実施については4月の早い段階で県民にお知らせするとともに、こちらの対象店はいわて飲食店安心認証店を取得しているお店ですから、関係部局と連携しながら、該当する飲食店への通知も早急に進めてまいります。

それから、販売手数料に関してですが、前回のいわての食応援プロジェクトのときから事務的経費を県で負担しておりますが、販売手数料はこれまで国が実施した第1弾を含めて一定額が支払われており、1冊売るときに幾らというような形で支払っております。

○神崎浩之委員 いわて飲食店安心認証店にということですがけれども、第1弾でやってみたので、新たにまた8,000店舗に向けて発信したらいいのではないかと思うのです。おっかなびっくりもあったし、4,000店の中の2,000店しか利用しないということもあって、資金繰りの関係もあるのですけれども、3年まで来ているので、いろんなものにすがっていただいて、自分の商売繁盛に結びつけてほしいと思うのです。ですから、いわて飲食店

安心認証店だけではなくて、もう一度広く飲食店に啓発したほうがいいのではないかと思います。

それから、常連さんが多いので、いきなり一見さんというかフリーの方が来ても困るので使わないという話もあり、これから個々のお店に結局どうだったのかと聞いてみようとは思っているのですけれども、結果的にこの第1弾はどのくらい効果があったと捉えられているのか。市内の中心部から離れたところは、もともとの常連さんが来ているということがあって、ただやはり駅前などの繁華街は、おっかなびっくりでありながらも、来てほしい反面、来てほしくない面もあったりということもあるのですけれども、結果的に県として第1弾が実際に疲弊している飲食店の売り上げにどう貢献したのかという評価をお伺いしたいと思います。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 より多くの店舗で使っていただけるようにという御提言だったかと思います。さきに実施したいわての食応援プロジェクトにおいては2,100店舗余りということでありましたが、今回の需要喚起策がより県内の多くの事業者に及ぶように、広報等に力を入れてまいりたいと考えております。

それから、第1弾の評価というお尋ねでした。令和2年11月から令和3年6月まで実施しましたGo To イートキャンペーンの第1弾、それから令和3年8月から令和4年1月まで実施しましたキャンペーンの第2弾、いわての食応援プロジェクトの合計で50億円相当のチケットが県内で利用されたところでありまして、飲食店に酒類や食材を納入する事業者などを含めて、幅広い事業の喚起に相当程度寄与したと考えております。

また、第2弾のチケットに関しましては、いわて飲食店安心認証店を取得した飲食店で利用できるということで、新型コロナウイルス感染症対策としても効果を発揮したと捉えております。

○神崎浩之委員 いわて飲食店安心認証店がなかなかふえないと思っているのです。いろいろなお店があるのですけれども、感染対策がなされていなようなお店もまだまだいっぱいあるので、部が違うけれどもなるべく認証を取得してほしいなと思います。いろいろなメリットがあったのですけれども、これも含めて、結局うちはこのチケットは使わないよと、だからその認証制度も取らなくてもいいよとなれば逆なものですから、やっぱりこれを使うためにうちの店もちゃんとやろうというふうになってほしいなと思っていました。

あと、中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助の関係ですけれども、実際に3年もたつと過剰債務に対してどのような相談に乗るのかなと思うのです。結局売り上げが上がらない、借金がある、そろそろ返済しなければならない、でも財源がない、こういうことに対して、再チャレンジの方法のような経営改善のアドバイスもするのか、例えば事業形態を変えとか、この不動産を売らなさいとか、そこまで言うのかどうか。売り上げが上がらない、返済が始まった、返せない、どうするのだということで、支援センターもつくるということなのですから、実際にどのような指導をしていくのでしょうか。

○阿部経営支援課総括課長 支援センターで行う支援であります。神崎浩之委員から御

指摘ありましたとおり、事業者によって状況はさまざまだと思います。もう少し返済を遅らせられれば何とか売上げを確保できるのではないかと、あるいは収益構造といたしますか、もうけ方、商売の仕方を変えとか、種々さまざまだと思います。借入金が負担だということであれば、今回信用保証協会が入っておりますが、公正に、第三者的な中立の立場として、金融機関といろいろ調整ができるということは信用保証協会の何よりの強みでありますので、まずは事業者の置かれている状況を客観的に判断し、例えば返済をもう少しおくらせましょう、少なくしましょうというような調整を図りながら、それでも今の商売ではなかなか厳しいということであれば、商売のやり方を変えてみてはいかがでしょうかというようにもしかしたら一歩踏み込むかもしれませんし、その辺は事業者によってさまざまなケースがあるかと思っておりますので、伴走というよりまさに密着をして支援していきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 先ほどの本会議でも質疑がありましたけれども、事業の具体的な内容は35万冊のプレミアム商品券の発売ということになるわけですが、これは、飲食事業者にとっても、あるいはまた消費者にとっても大変魅力がある事業だと思います。

それで、やっぱり一番肝心なのは、いかに消費者に利用してもらうかということだろうと思います。前回は、いろいろな制限がかかった中で販売だったと思いますけれども、この期間の中で、まん延防止等重点措置等の規制がまたかかる可能性もなきにしもあらずだと思いますが、そういう状況になった場合はどうする予定でしょうか。

○**橋場参事兼産業経済交流課総括課長** 私どもでも、35万冊、17億5,000万円相当の食事券を発行することで、県内の飲食を中心とする需要喚起に大いに貢献できると期待しているところであります。

それで、お尋ねのありました利用制限の関係であります。現在私どもで検討しておりますのは、県内にまん延防止等重点措置が適用され、または県内の感染状況がレベル3相当になった場合には、食事券の販売の一時停止や利用自粛を呼びかけることになるのではないかと考えております。現状、岩手緊急事態宣言ではありますが、飲食店の利用制限を求めている状況ではありませんから、予算をお認めいただけましたならば、可及的速やかに開始できるよう準備を進めてまいります。

○**工藤勝博委員** デルタ株のときは病床使用率とか大変窮屈な状況の中でしたけれども、オミクロン株になってからはそういう状況ではないと思うので、割と希望的観測ではそういう制限がないだろうなとは思いますが、そういうことにならないように、あとはその周知が速やかになればいいなと思っています。

もう一つ、飲食に関して、岩手県では酒蔵がたしか25カ所あるわけで、私の地元にもありますけれども、大変消費が減っていて、会社自体が危ういという状況でもあります。さらに、酒の原料を提供している事業者も大変苦慮していると思います。特に東北地方の中でも、岩手県が酒蔵からの出荷量が一番減っているという状況でもあります。ですから、そういう今回のいわて飲食店応援事業でも極力県内産、地元産の消費を強く求める方法が

ないものかなと思います。日本酒も当然ありますし、ワインもたくさんあります。そして、地ビールもあります。そういう一つのセットも組み込んで、消費拡大に結びつけるような仕掛けをしてもらいたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 先ほど神崎浩之委員への答弁で申し上げましたが、Go To Eatキャンペーン、いわての食応援プロジェクトの実施によりまして、飲食店自体はもとより酒類を納入する事業者、それから酒蔵にもこうした効果が及ぶものだと考えておりますので、まずこのプロジェクトを核に県内の消費喚起を図ってまいりたいというのが一つと、あとは別途、当初予算案の中で飲食店・商店街利用促進費補助も予算計上しております。そちらで飲食店等の振興をあわせて図っていくとともに、12月補正予算で措置いただきました県外から交通機関を利用して来県される方への県産品のプレゼントキャンペーンを、全国的に移動が許される状況になった暁には展開してまいりますので、そういったことでも岩手県の酒蔵も支援していけるのではないかと考えております。

それから、県民に広く岩手県の日本酒、ワインを消費してもらおうというようなことについては、当部で実施しております買うなら岩手のもの運動を引き続き展開する中で広報していければと考えております。

○武田哲委員 神崎浩之委員、工藤勝博委員からほとんど意見が出されたのですが、私が相談を受けたのは、結婚式やお葬式などの冠婚葬祭が随分簡素化されており、お葬式は各家の人たちが周りからさまざま地元のものを買って引き出物としてきたけれども、お菓子などを扱っている人たちから本当にそういった機会がなくなったと。そこではある程度多くの量を買っていただけるので、お菓子やだんごなどは動いていたのだけれども、当時コロナ禍が始まったころはお金を借りることも躊躇された。何とか改善するだろうと思ってここまでやってきたけれども、これから先をどうやってもう一度やり直すか。暮らし自体をもう一度見直してもらえないかという声があります。結婚式も葬式も、新しい生活様式という言葉はよくありますが、その中でどうやって県内のものを扱ってもらえるか、買ってもらえるか、そしてもともとあった人付き合いの文化というのを守ってもらえないのかという相談があったのです。新しい生活様式という言葉はあるけれども、私も岩手県の魅力というか人付き合いがもう少し活発になるような策が必要ではないかという感じがしています。

お金を借りることを躊躇していた人たちというのは、本当にその先が見通せなくて、まして年齢的にも高い人たちもいたりします。県内にある飲食業もそうですけれども、支援センターの活用も大事ですが、もともとあったものをしっかり守る体制というか、そしてあと事業承継の形というのがどうも最近見えてこない。経営における売り方、あるいはM&Aもそうですけれども、いろんな方法があると思うのですが、その点について支援センターでどのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

○阿部経営支援課総括課長 事業承継の部分について答弁いたします。武田哲委員がおっしゃるように、なかなか商売の先行きが見通せない中で、やはり休業、廃業というものも

ふえてきているという調査データもあります。

私どもが令和3年度の取り組みを進める中で、今までとは違う形の事業承継の例といたしますか、具体的には花巻市で中華料理店が閉店するという話を聞いた地元の若手経営者の方がその商売を引き継いだというケースがありました。実際にそれに携わった方と、リモートでしたけれども直接お話を伺う機会がありまして、やはり地元の味を残したいという強い思いがあって、いろいろな策を講じて事業承継をしたというお話がありました。それによって地元の活気といたしますか、商店街のにぎわいが残ったというケースもありまして、なるほど、まちづくりと事業承継というやり方もあるのだなと、我々も改めて着眼したところでもあります。

それで、例えばそういう新しい事業承継のあり方、あるいは中小企業診断士協会と県が連携をしまして事業承継に係る相談会を初めて一緒に開催をさせていただいております。ただ、どうしても最終的には経営者の方の人生の決断といたしますか、かなり踏み入ったところになりますので、役所ができるところも限りはあるのですけれども、そういった意向のある方、あるいはどうしようかと迷っている方に関しては、幅広い選択肢がありますし、若い方に譲るといふこともありますので、その辺りは丁寧にお聞きしながら、そして支援センターは各商工会、商工会議所に窓口をつくりますので、例えば地元で愛されているお店で御高齢で商売を続けられないというようなお話であれば、どなたかに引き継ぎましょうということ、既存の事業承継・引継ぎ支援センターとも連携をしながら、商売をつなげていくというようなこともこの窓口の中で拾っていくと。それは商工会の窓口ということで、横にちゃんと連携を展開できるような体制を整えていきたいと思っております。

○武田哲委員 やはり町並みを守るといった観点もしっかりとしていただきたいと思っていました。菓子店の話は奥州市江刺の方だったのですけれども、商工会とのつながりも今までなかなかなかった。自分で相談に行くこともなく安心して経営をしてきたのだけれども、このコロナ禍で人との付き合いがすごく希薄になってきたような気がする。それで、なかなか新しい生活様式というのを提案していくのも難しいかとは思いますが、そういったところまでしっかりと考えながらやっていかないと、この後活気というか、人がお互いに支え合うという気持ちが、どうも最近は見えてこないと感じておりますので、これからもしっかりと支えていただければと思います。

○軽石義則委員 再確認も含めてですが、いわて飲食店応援事業では、今回新しいよいものが発行されるのでしょうかけれども、前に残ったチケットを持っていて、期間が延長になったから使えると勝手に勘違いすることもあるのではないかと考えるのですが、お店でも勘違いして受け取ってしまったらそれはどうなるのか。そういうことは想定しているのでしょうか。

○橋場参事兼産業経済交流課総括課長 期間を定めて消費喚起をやっていくという中で、前回のいわての食応援プロジェクトに関しても12月で販売を終えて、1月15日までに使ってくださいということでやりましたので、今度新しく発行するものについては、また新

たにポスター、チケットを作成いたしますので、前回のものと混同しないよう工夫するとともに、お店に対しても現在有効なものを扱っていただくように呼びかけを強化していきたいと思います。

○**軽石義則委員** 強化するのはいいのですけれども、何となくやるほうも面倒になったり、県民が戸惑って、いいことをしようと思ったのに迷惑になってしまったということにならないように、そこはしっかり注意しないと。前も1回期限が延びたりしましたので、今回も延びたのではといいほうに取る人も出てくるのではないかと思ったりもします。強化すると言っていますが、あまりぎっちり強化するのではなくて、制度が違うという周知をいろいろな面でしっかりやっていただくことが大事だと思うし、これは人がやることですから間違いがあって当然だと思うのですが、間違いがあつたら事業者がみんなかぶるといふかわいそうなこともあり得ないとも限りませんので、ぜひ周知をしっかりとっていただきたいと思います。

あと、再チャレンジを含めて国もいろいろ相談や支援事業をやっていますけれども、相談に行っても親身になってくれないとか、もう一回相談に行く気にならなくなってしまうとか、そういう声を聞いているのですが、そういう相談、まさに相談に対する相談ですが、そういった苦情みたいなものは県には来ているのでしょうか。

○**阿部経営支援課総括課長** 制度上どうしても無理だということもありますけれども、それが例えば窓口に行ったけれども、こうだった、ああだったというような御連絡を頂戴することは、若干ですがあります。

ただ、その中で特に今回は金融支援ということでもありますので、先ほど来各委員からもお話ありましたように、あしたの暮らしがどうなるかという、本当に切迫した状態で来られる方もいらっしゃると思いますので、特にこの制度を始めるときにはしっかりと事業者の方にお話を聞いて、例えば1回こっきりで終わらせるということではなくて、継続的に支援ができるように、我々県を初め、関係者でしっかりと協議しながら進めてまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** 若干の中身も問題ではないかと思いつつ今聞いているのですけれども、非常に厳しい状況なので、やはりせっぱ詰まって何でも使えるものは使おうというときに、当然ルールがあつて、そのルールで適用にならない人もいると思うのです。自分の思いと制度の違いというのを知っていればそういう相談は来ないと思うのですけれども、それを知らずとして来るわけですので、県だけではなくて市町村も国もいろいろな事業をやっていますので、言葉は悪いのですけれども、たらい回しにしないで、どこかで引き取ってあげて、道先案内をしっかりとあげるような、それぞれの機関と連携するのが大事だと思いますし、相談したほうにすれば、困ったけれどもそういう制度も使えないし、冷たくあしらわれたと思うこともあるかもしれないのです。そういうことのないように、救済のため、支援のためにやるわけですから、その趣旨から外れないようにもう一度しっかりと対応する、連携を取っていただくようお願いして終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。